西東京市一般廃棄物処理基本計画（素案）　【概要】

１．改定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項に基づき、市町村における一般廃棄物処理の基本的な方向性を定める計画です。計画期間は概ね 10～15 年とし、概ね５年ごと、また社会情勢の変化や法制度の改正等を踏まえながら、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本市では、令和４年３月に策定した、計画期間を令和４～18 年度の 15 年間とする「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前回計画」という。）を指針として、ごみの発生抑制、資源化及び適正処理を推進してきました。

計画策定から５年が経過したことから、５年間の取り組みに対して中間的な評価を行うとともに、以下に示すような近年の社会情勢の変化や本市の新たなまちづくりの方向性を踏まえ、令和９～18 年度の 10 年間を計画期間として前回計画を改定（以下、「本計画」という。）するものです。

（１）廃棄物処理行政を取り巻く社会情勢の変化等

前回計画策定以降、廃棄物処理行政を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じています。

また、在宅勤務の普及、通信販売の利用増加等のコロナ禍等の影響による変化、行政による製品プラスチック回収の促進、リチウムイオン電池による火災への対応など、新たな課題も生じています。

これらの変化や社会のニーズに対応するために、計画を改定します。

（２）廃棄物処理施設の更新に向けた検討

本市の廃棄物を処理する柳泉園組合及び組合構成市では、現在、廃棄物処理施設の更新に向けた検討を始めているところです。

施設の更新を見据えた廃棄物処理の方針やごみ排出量の検討を行うために、計画を改定します。

（３）前回計画における目標値の達成状況

次に示すとおり、「ごみ排出量」を除き、目標値を達成している状況です。

	令和７年度 実績値	令和 18 年度 最終目標値	達成状況※
①　ごみ排出量　（t/年）	31,524	31,421	＋103
②　家庭ごみ原単位　（g/人日）	329	330	－1
③　焼却残さ量　（t/年）	3,418	3,718	－300

①ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量（事業系ごみを含む）
（資源物を除く、全てのごみの排出量のこと。）

②家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量÷人口÷年間日数×10^6
（１日あたり、１人の市民から排出されるごみのうち、行政回収された量のこと。）

③焼却残さ量＝エコセメント化量
（柳泉園クリーンポートでの焼却処理に伴い発生する焼却残さの量。全量が資源化（エコセメント化）されている。）

※達成状況：令和７年度実績値が、令和 18 年度最終目標値を達成している項目は網掛けをしている。

２．ごみ処理に係る事項

（１）基本目標、基本方針

ごみ処理における、基本目標及び基本方針を次に示します。

本計画の基本目標及び基本方針（ごみ処理）

基本目標：～　協働で築く　環境にやさしい　持続可能な循環型社会の推進　～
基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成
持続可能な開発目標（SDGs）の目標 12「つくる責任　つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や市民や事業者一人一人の行動変容の推進により、自然と調和した暮らしや、ものを大切にする意識を醸成します。
（１）行動変容に向けた情報提供、意識啓発
（２）持続可能な社会を担う人材の育成
基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進
市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施する等、三者の協働による取り組みを推進します。
（１）市民・事業者・行政の協働体制の構築
（２）協働による環境保全活動の推進
基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進
消費段階においてごみになるものを断るリフューズや、ごみの排出段階におけるリデュースやリユース、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の４Ｒ等、一人一人の行動変容によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに、西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。
（１）生ごみや食品ロスの削減
（２）プラスチック類の発生抑制・資源循環
（３）リフューズ（Refuse）の推進
（４）リデュース（Reduce）の推進
（５）リユース（Reuse）の推進
（６）リサイクル（Recycle）の推進
（７）４Ｒの推進に向けた情報収集
基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施
柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定した処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。
（１）安全かつ効率的なごみ収集の推進
（２）広域処理の推進

（２）主な取り組み事項

ごみ処理における、行政（市）、市民、事業者の主な取り組み事項を以下に示します。

基本方針１：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成	
行政（市）	○小・中学校での環境教育、啓発活動を充実します。
市民	○消費者として、４Ｒを意識した行動を心がけます。
事業者	○イベントや出前講座、施設見学等の環境学習・教育に参加・協力します。

基本方針２：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進	
行政（市）	○子どもから大人までが参加可能な環境保全活動の機会を充実します。
市民	○地域の環境保全活動に参加します。
事業者	○事業者としての専門的な知識を活かし、行政や市民と協力して環境保全活動に協力します。

基本方針３：環境負荷の少ない資源循環の推進	
■生ごみや食品ロスの削減【食品ロス削減推進計画】	
行政（市）	○フードドライブ活動などにより、食品ロスを削減します。 ○生ごみの分別回収などにより、生ごみを削減・資源化します。
市民	○「買いすぎない・作りすぎない・食べきる」を心がけます。
事業者	○フードドライブ活動に参加します。
■プラスチック類の発生抑制・資源循環、４Ｒの推進	
行政（市）	○バイオマスプラスチック製ごみ袋の活用を検討します。 ○市民や事業者の取り組みの普及啓発により、リフューズ（ごみになるものを受け取らない）、リデュース（ごみ排出の抑制）、リユース（まだ使えるものの再利用）、リサイクル（ごみとして排出されたものの再生利用）を促進します。
市民	○マイバッグやマイボトル等を利用します。 ○行政の分別・排出ルールを守ってプラスチック類を排出します。
事業者	○製造時にはプラスチック使用量を削減する工夫を行います。 ○資源物の店頭回収に積極的に取り組みます。

基本方針４：安全・安定な適正処理・処分の実施	
行政（市）	○市民のごみの適正排出の促進と市民サービスの充実を図ります。 ○火災の原因となる小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の分別徹底を促進します。 ○柳泉園組合及び構成市と、適正な処理の継続に向けた検討を行います。
市民	○「西東京市ごみの分け方・出し方」に基づき、適正に分別し、ルールを守って排出します。
事業者	○排出者責任や拡大生産者責任に基づき、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、ごみの発生抑制や資源化、適切な処理・処分を図ります。 ○行政の資源化事業に協力します。

（３）目標

（２）に示す取り組みを実施することで、次に示す目標値の達成を目指します。

	実績	中間目標	最終目標
	令和７年度	令和 13 年度	令和 18 年度
①　ごみ排出量　（t/年）	31,524	31,102	30,363
②　家庭ごみ原単位　（g/人日）	329	324	319
③　焼却残さ量　（t/年）	3,418	3,373	3,293

①ごみ排出量＝家庭系ごみ（行政回収）量＋持込ごみ量（事業系ごみを含む）
（資源物を除く、全てのごみの排出量のこと。）

②家庭ごみ原単位＝家庭系ごみ（行政回収）量÷人口÷年間日数×10^6
（１日あたり、１人の市民から排出されるごみのうち、行政回収された量のこと。）

③焼却残さ量＝エコセメント化量
（柳泉園クリーンポートでの焼却処理に伴い発生する焼却残さの量。全量が資源化（エコセメント化）されている。）

３．生活排水処理に係る事項

（１）計画目標と基本方針

生活排水処理における計画目標及び基本方針を、次のとおり示します。

計画目標：完全水洗化を推進し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します
基本方針：公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進します。

（２）主な取り組み事項

生活排水処理における、行政（市）の主な取り組み事項を以下に示します。

収集・運搬計画
○し尿・汚泥の収集・運搬を継続し、工事現場や有事の際における仮設トイレの収集を踏まえつつ、収集量の減少傾向に応じた収集システムの構築を検討します。

中間処理計画
○経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、柳泉園組合における共同処理を継続します。

４．計画の進行管理

計画は概ね５年ごとに見直しますが、施策の進捗状況や目標の達成状況については、適宜評価を行い、その状況に応じた対策を講じ、実効性の高い計画の実施を目指します。

